

診療費のご説明

しのみや緩和ケア内科クリニック

訪問診療の費用は、訪問回数、患者さんの状態、緊急往診の有無、検査や点滴などの診療内容によって変わります。ここでは、当院で実際に行っている診療をもとに、毎月の基本的な費用と、追加費用が生じる主な場合をご説明します。

診療報酬は1点10円で計算され、患者さんの自己負担割合（1割・2割・3割）に応じた金額をご負担いただきます。公費負担医療や高額療養費制度を利用される場合は、実際のお支払額が異なることがあります。

毎月の基本となる費用

項目	現在の点数	内容
在宅患者訪問診療料	890点／1回	予定を立てて定期的に訪問診療を行った場合
在宅時医学総合管理料	3,935～4,685点／月1回	24時間の連絡・対応体制を含む管理料。訪問回数や状態により点数が異なります
物価対応料	3点／1回	訪問診療・往診を行った際に算定します
交通費（保険適用外）	220円（税込）／1回	訪問診療・往診のたびにご負担いただきます

通常定期訪問を月2回行う場合の目安

特殊な医療処置や緊急往診がなく、**定期訪問を月2回行う場合**の概算です。これは患者さんの状態や算定条件により前後します。

自己負担割合	1か月の診療費の目安
1割	約6,000～8,000円
2割	約12,000～16,000円
3割	約18,000～24,000円

上記には、薬局で支払うお薬代、訪問看護・訪問薬剤管理・介護サービスの費用は含まれていません。

費用が増える主な場合

次のような診療を行った月は、通常の定期訪問だけの月より費用が高くなります。必要な診療のみを行い、実施した内容に応じて算定します。

緊急の往診を行った場合

項目	点数の目安	説明
往診料	720点	予定外に医師がご自宅へ伺った場合
再診料	76点	往診時に別途算定します
緊急往診・時間外等の加算	状況により加算	緊急性、休日、夜間・深夜などにより異なります
患家診療時間加算	診療時間により加算	ご自宅での診療が長時間となった場合

夜間・深夜の緊急往診や、同じ月に往診が重なった場合は、自己負担額が大きく増えることがあります。緊急時は費用を心配して連絡を控えず、まず当院へご相談ください。

退院直後や医療処置が必要な場合

主な診療内容	点数の例	患者さんの負担が増える目安
退院時共同指導	1,500点	退院時前カンファレンスを行った際に算定
在宅酸素療法	合計6,400点／月	1割 約6,400円、2割 約12,800円、3割 約19,200円を追加
医療用麻薬等の持続注射	1,500点／月	1割 約1,500円、2割 約3,000円、3割 約4,500円を追加
携帯型注入ポンプ	2,500点／月	使用機器や算定条件により異なります
採血・検査・注射・点滴	実施内容による	検査項目、薬剤、医療材料に応じて追加

看取りの時期

終末期に訪問回数や緊急往診が増えた場合、夜間・深夜の往診加算などを算定することがあります。また、お看取りを行った際は、在宅ターミナルケア加算、看取り加算を算定します。そのため、通常月より診療費が高くなる場合があります。死亡診断書は保険適用外です。

保険適用外の費用

交通費、診断書などの文書料、一部の医療材料には健康保険が適用されません。現在の主な料金は次のとおりです。

項目	料金（税込）
交通費（訪問診療・往診1回につき）	220円
一般診断書	2,200円
おむつ使用証明書	1,100円
施設入居者用診断書	5,500円
障害年金診断書	11,000円
生命保険等診断書	5,500円
死亡診断書	5,500円

文書の内容や提出先の指定様式によって料金が異なる場合があります。料金を改定する場合は、院内掲示または書面等でお知らせします。

診療費のお支払い

毎月のお支払い

- 診療月の翌月に、**1か月分をまとめて**ご請求します。
- 請求書は、**原則として診療月の翌月中旬までに郵送**します。
- 請求書をご確認いただき、次回訪問時に**現金でお支払い**ください。
- 防犯・会計管理上、訪問時には釣銭をご用意しておりません。お釣りのないようご準備をお願いします。

当院の訪問診療が終了した後のお支払い

入院やご逝去などにより訪問診療が終了した場合、**最終月分は銀行振込**をお願いしています。振込先は請求書に同封します。振込手数料はご負担ください。入金を確認後、領収書を郵送します。

- 最終月分の請求書は、訪問診療同意書に記載された代理人様の住所へ郵送します。
- 領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

当院以外から届く請求

訪問看護、訪問薬剤管理、介護サービス、薬局のお薬代などは、それぞれの事業所から別に請求されます。当院からの請求書には含まれません。

高額療養費制度について

訪問診療を含む保険診療の医療費が高額になった場合、1か月の自己負担額を一定額までに抑える高額療養費制度があります。自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。

マイナ保険証を利用し、限度額情報の提供に同意いただくことで、窓口でのお支払いを自己負担限度額までにできる場合があります。マイナ保険証を利用しない場合は、加入している健康保険へ限度額適用認定証等についてお問い合わせください。

事前の手続きが間に合わなかった場合でも、後日、ご加入の健康保険へ申請することで、自己負担限度額を超えた分が支給される場合があります。

- 高額療養費制度の対象は保険診療分です。交通費や文書料などの保険適用外費用は対象になりません。
- 訪問看護・薬局など他の医療機関等で支払った医療費を合算できる場合があります。詳しくは、ご加入の健康保険へお問い合わせください。

診療費の目安について

この資料に記載した金額は、当院の実際の診療内容をもとにした概算です。訪問回数、緊急往診、患者さんの状態、検査・点滴・処置、医療機器の使用、公費負担医療の適用などにより、毎月の金額は変わります。

請求内容について分からない項目がある場合や、費用面で心配なことがある場合は、遠慮なく当院へご相談ください。明細書を確認しながらご説明します。

しのみや緩和ケア内科クリニック

奈良県橿原市大軽町255-1

TEL 0744-35-5380

受付時間 平日 9:00～17:00